

## ロジックモデル及び事前分析表

障 害 者 施 策	……	1
青 年 国 際 交 流	……	5
遺棄化学兵器廃棄処理	……	8
重 要 土 地 等 調 査	……	12
匿名・仮名加工医療情報	……	17

※令和5年11月版

# 政策名「共生社会政策」

## 施策名「障害者基本計画の策定・推進」

解決すべき  
問題・課題

共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去すること。

### 事業の概要

(アクティビティ)

改定基本方針を受けた対応要領・対応指針の改定の推進

障害者差別解消の相談体制に関する調査研究

【インプット】  
予算：0.5億円

障害者差別解消支援地域協議会体制整備

【インプット】  
予算：0.1億円

障害を理由とする差別の解消に関する国民理解促進

【インプット】  
予算：0.3億円

### 活動実績

(アウトプット)

府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等

・相談対応マニュアルの整備  
・相談窓口の試行

【参考指標】  
・マニュアル整備件数  
・相談窓口開設期間

地域協議会強化ブロック研修会の開催

【参考指標】  
研修会の開催回数

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営

【参考指標】  
事例登録件数

### 中目標

(アウトカム)

障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される

【測定指標】  
障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合

地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される

【測定指標】  
障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合

障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される

【測定指標】  
合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合  
【参考指標】  
障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合

### 施策目標

(インパクト)

障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する

※我が国の障害者施策は、障害者基本法に基づく障害者基本計画等を踏まえ、関係各府省庁がそれぞれの所掌事務に関連した具体的な施策を実施している。

本ロジックモデルには、障害者基本計画において内閣府を中心に行うこととされ、内閣府として実施している障害者差別解消法に係る広報・啓発活動や、相談体制の整備等に係る事項を記載。

なお、他省庁においては、所掌する分野に応じた対応指針に基づく相談対応等を実施し、内閣府の取組と連携。 1

## 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-11)

<b>政策名及び施策名</b>	政策名「共生社会政策」 施策名「障害者基本計画の策定・推進」					<b>担当部局・作成責任者名</b>	政策統括官(政策調整担当)付 参事官(障害者施策担当) 小林 淳				
<b>施策の概要</b>	障害者基本計画(第5次)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する。					<b>事後評価実施予定時期</b>	令和6年度(1年目評価) 令和9年度(4年目評価) 令和10年度(最終年度評価)				
<b>施策目標</b>	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する。										
<b>施策目標の設定の考え方・根拠</b>	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)は、障害を理由とする差別の解消を推進及び共生する社会の実現に資することを目的としている。内閣府の施策は同法に基づくため、本ロジックモデルにおいては、同法の目的を施策目標とし、評価することが適当と判断。										
<b>中目標1</b>	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される										
<b>測定指標1</b> 【主要な測定指標】	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)					<b>測定指標の選定理由</b>					障害者基本計画(第5次)の成果目標を採用
				<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>R8年度</b>	<b>R9年度</b>	<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>		同上
	<b>目標値(目標年度)</b>	100% (令和9年度)	<b>年度ごとの目標値</b>	100%(令和9年度までの目標値)					<b>測定指標の実績値の把握方法</b>		内閣府「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査」(毎年度1回実施予定)
	<b>基準値(基準年度)</b>	73.4% (令和4年)	<b>年度ごとの実績値</b>								
<b>中目標2</b>	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される										
<b>測定指標2</b> 【主要な測定指標】	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)					<b>測定指標の選定理由</b>					障害者基本計画(第5次)の成果目標を採用
				<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>R8年度</b>	<b>R9年度</b>	<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>		同上
	<b>目標値(目標年度)</b>	80%以上 (令和9年度)	<b>年度ごとの目標値</b>	80%以上(令和9年度までの目標値)					<b>測定指標の実績値の把握方法</b>		内閣府「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査」(毎年度1回実施予定)
	<b>基準値(基準年度)</b>	57.0% (令和4年)	<b>年度ごとの実績値</b>								
<b>参考指標1</b>	マニュアル整備件数					<b>参考指標の選定理由</b>					マニュアルの整備状況を直接的に把握するための参考とするため
	<b>参考値(参考年度)</b>	1件(見込み) (令和5年度)	<b>年度ごとの実績値</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>	<b>R7年度</b>	<b>R8年度</b>	<b>R9年度</b>	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>		内閣府が実施する事業の成果物

参考指標2	相談窓口開設期間						参考指標の選定理由	窓口の試行状況を直接的に把握するための参考とするため		
	参考値(参考年度)	5か月(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	内閣府が実施する事業の成果物
参考指標3	研修会の開催回数						参考指標の選定理由	研修会の開催状況を直接的に把握するための参考とするため		
	参考値(参考年度)	6回(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	内閣府が実施する事業の成果物
中目標2	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される									
測定指標3	合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合						測定指標の選定理由	障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進度合については国民意識の変化を測定することが適当であると判断		
	目標値(目標年度)	65.0% (令和9年度)	年度ごとの目標値	65.0%(令和9年度までの目標値)					目標(値・年度)の設定の根拠	直近、令和4年度の数値を根拠に設定
	基準値(基準年度)	64.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	内閣府「障害者に関する世論調査」(5年度に1回実施予定)
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合(全体)						参考指標の選定理由	国民意識の変化についてより簡易かつ補助的な指標として適当であると判断		
	参考値(参考年度)	32.0% (令和5年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	内閣府「インターネットによる共生社会に関する意識調査」(毎年度1回実施予定)
参考指標5	事例登録件数						参考指標の選定理由	データベースの運営状況を直接的に把握するための参考とするため		
	参考値(参考年度)	120件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	データベースへの登録件数(毎年度1回登録予定)

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位: 百万円					事業概要
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1 障害者施策推進経費	中目標123 0113	122					・障害者差別解消法に基づく相談窓口の試行及び相談対応マニュアルの整備など、障害者の社会参加推進等に関する調査研究の実施。 ・「障害者週間」を中心とした期間中に行う体験作文及びポスターの募集・表彰など、障害者基本法に基づく障害者週間関係事業の実施。 ・障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の円滑な設置・運営に資する支援の一環として、各都道府県担当者等を対象とした研修会を開催。
	施策の予算額 (執行額)	122					

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	令和5年3月14日	全般的に関係
2 障害者基本計画(第5次)	令和5年3月14日	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進 他
3 経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日	(共生・共助社会づくり) …さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。…

# 政策名「共生社会政策」

## 施策名「青年国際交流の推進」

解決すべき  
問題・課題

「国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダー」の育成

### 事業の概要

(アクティビティ)

- ・国際社会青年育成交流事業
- ・日本・中国青年親善交流事業
- ・日本・韓国青年親善交流事業

日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へい、オンライン交流等による国際交流事業の実施

【インプット】  
青年相互交流事業経費  
(1.9億円)

- ・「東南アジア青年の船」事業
- ・「世界青年の船」事業

外国青年の日本招へい、オンライン交流、船等による多国間交流事業の実施

【インプット】  
青年の船交流事業経費  
(1.1億円)

### 活動実績

(アウトプット)

選抜された日本青年を各国へ派遣し、各地域の課題をテーマに現地での視察や現地青年とのディスカッションを行うとともに、自国文化の紹介、ホームステイ等の交流活動を行う

#### 【参考指標】

- ・各事業において外国青年と交流を行った日本参加青年の人数
- ・各事業において日本青年と交流を行った外国参加青年の人数

日本及びASEAN諸国を含む世界各国から選抜された青年が生活を共にする船を運行するとともに、船上等において世界的課題についてのグループディスカッションや文化交流活動、日本・海外青年が共同で行う地域実践活動等を行う

#### 【参考指標】

- ・各事業において外国青年と交流を行った日本参加青年の人数
- ・各事業において日本青年と交流を行った外国参加青年の人数

### 中目標

(アウトカム)

国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上

#### 【測定指標】

事業参加青年を対象とした事業効果把握調査の結果

### 施策目標

(インパクト)

国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-13)

政策名及び施策名	政策名「共生社会政策」 施策名「青年国際交流の推進」					担当部局・ 作成責任者名	政策統括官(政策調整担当)付 参事官(青年国際交流担当) 藤森 俊輔		
施策の概要	日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へい、船による多国間交流事業等の実施を通して、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次世代を担う国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					事後評価 実施予定時期	令和6年度(1年目評価) 令和10年度(最終年度評価)		
施策目標	国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出								
施策目標の設定 の考え方・根拠	「子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)」において、「グローバル社会で活躍する人材の育成」について「若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成する」旨が明記されていることを踏まえ、目標を設定。								
中目標1	国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上								
測定指標2 【主要な測定指標】	事業参加青年を対象とした事業効果把握調査の結果					測定指標の 選定理由	参加青年の参加前後における行動傾向の変化が、事業の効果を客観的に測定する唯一の方策であると考えられるため。		
	目標値 (目標年度)	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること (令和9年度)	年度ごとの 目標値	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること	目標(水準・年度)の 設定の根拠	本事業の効果は、事業参加青年に特定の行動傾向の優位性が生じることをもって評価するのが適切であるが、現時点で、評価の対象となる行動傾向の変化を限定的に予測すべきでなく、また、かかる状況下において、年度ごとに異なる目標を設定することは困難なため。			
	基準値 (基準年度)	-	年度ごとの 実績値		測定指標の実績値 の把握方法	参加青年について、事業の参加前後に行動傾向を測定するための同一の調査を行うとともに、参加後の調査結果について、参加前の結果や本事業に参加していない一般層の結果と比較を行う。			
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の 選定理由	事業成果の規模感を把握するのに適切と考えられるため。		
参考指標1	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数					参考指標の 選定理由	事業成果の規模感を把握するのに適切と考えられるため。		
	参考値 (参考年度)	48 (令和4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法
参考指標2	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数					参考指標の 選定理由	事業成果の規模感を把握するのに適切と考えられるため。		
	参考値 (参考年度)	69 (令和4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法

参考指標3	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数					参考指標の選定理由	事業成果の規模感を把握するのに適切と考えられるため。		
	参考値(参考年度)	78 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標4	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数					参考指標の選定理由	事業成果の規模感を把握するのに適切と考えられるため。		
	参考値(参考年度)	320 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1 青年国際交流経費 (昭和34年度)	中目標1 0115	1,331					青年国際交流事業では、日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へい、船上等での多国間交流事業を実施している。 日本及び諸外国から選抜された青年に対して、世界的な共通課題(SDGs、DX、GX等)についての研究・ディスカッション、自国文化の紹介、産業・文化・教育施設等の視察・意見交換等の各種交流活動の機会を提供する。また、各国の代表者として、皇室の御引見を賜ったり、各国の元首級等を表敬訪問する。 なお、令和2年度、3年度からはオンラインでの交流活動を実施し、令和4年度からは対面交流とオンラインを組み合わせたハイブリッド・プログラムも実施した。令和5年度は原則全事業で対面交流を再開するとともに、「世界青年の船」事業のプログラム内容を新たにし、地域実践活動等を実施予定である。
	施策の予算額 (執行額)	1,331					

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 子供・若者育成支援推進大綱	令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定	3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 (1)グローバル社会で活躍する人材の育成 (国際交流活動) 若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

# 政策名「遺棄化学兵器廃棄処理」

## 施策名「遺棄化学兵器の廃棄処理の実施」

解決すべき  
問題・課題

我が国は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成9（1997）年4月29日発効）に基づき、中国における遺棄化学兵器を廃棄処理する義務がある。

### 事業の概要

(アクティビティ)

### 活動実績

(アウトプット)

### 中目標

(アウトカム)

### 施策目標

(インパクト)

【ハルバ嶺事業】  
ハルバ嶺（吉林省）  
に埋設等されている  
遺棄化学兵器の廃棄  
処理を行う。

【インプット】  
予算：307億円

ハルバ嶺における遺棄化  
学兵器の廃棄処理を実施

【測定指標】  
ハルバ嶺における遺棄  
化学兵器の廃棄数

【参考指標】  
ハルバ嶺における遺棄  
化学兵器の廃棄処理期  
間

【移動式処理事業】  
2022年12月31日現  
在で既にOPCWに申  
告された遺棄化学兵  
器（ハルバ嶺に埋設  
等されているものを  
除く。）の廃棄処理  
を行う。

【インプット】  
予算：74億円

移動式処理設備を使用し  
た遺棄化学兵器の廃棄処  
理を実施

【測定指標】  
移動式処理設備による  
遺棄化学兵器の廃棄数

【参考指標】  
移動式処理設備による  
遺棄化学兵器の廃棄処  
理作業日数

【各地発掘・回収事  
業】  
牡丹江（黒竜江省）、  
伊春（黒竜江省）、  
敦化（吉林省）等の  
中国各地域に埋設さ  
れている遺棄化学兵  
器（ハルバ嶺に埋設  
されているものを除  
く。）の発掘・回収  
を行う。

【インプット】  
予算：81億円

中国各地域に埋設され  
ている遺棄化学兵器（ハ  
ルバ嶺に埋設されてい  
るものを除く。）の発掘・回  
収を実施

【測定指標】  
牡丹江、伊春及び敦化  
のうち、遺棄化学兵器  
の発掘・回収が完了し  
た箇所数

【参考指標】  
・各地の発掘・回収の  
作業期間  
・各地の発掘・回収の  
箇所数

「中華人民共和国にお  
いて日本が遺棄した化  
学兵器の2022年より後  
の廃棄計画（以下「廃  
棄計画」という。）」  
（令和4年10月化学兵  
器禁止機関執行理事会  
承認）を達成

【測定指標】  
廃棄計画の達成状況

可能な限り早期に中国  
における日本の遺棄化  
学兵器の廃棄を完了さ  
せる。

## 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-14)

<b>政策名及び施策名</b>	政策名「遺棄化学兵器廃棄処理」 施策名「遺棄化学兵器の廃棄処理の実施」	<b>担当部局・作成責任者名</b>	遺棄化学兵器処理担当室 総務担当参事官 山崎 泰徳
<b>施策の概要</b>	化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国側と協議しながら、中国各地で発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。	<b>事後評価実施予定時期</b>	令和6年度(1年目評価) 令和10年度(最終年度評価)

<b>施策目標</b>	可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる。								
<b>施策目標の設定の考え方・根拠</b>	「遺棄化学兵器問題に関する基本方針について」(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえて設定している。								
<b>中目標1</b>	「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2022年より後の廃棄計画(以下「廃棄計画」という。)(令和4年10月化学兵器禁止機関執行理事会承認)を達成								
<b>測定指標1</b> 【主要な測定指標】	廃棄計画の達成状況			<b>測定指標の選定理由</b>	廃棄計画の達成が、可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させることにつながるため、測定指標として選定している。				
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	<b>目標(目標年度)</b>	廃棄計画を達成(R9年度)	<b>施策の進捗状況(目標)</b>	廃棄計画を達成(R9年度)				<b>目標(水準・年度)の設定の根拠</b>	廃棄計画において、ハルバ嶺(吉林省)及び移動式処理設備を使用した遺棄化学兵器の廃棄については、2027年中に完了する予定としているため、R9年度までに廃棄計画を達成することを目標に設定している。
<b>基準(水準・年度)</b>	廃棄計画を踏まえ、遺棄化学兵器の廃棄処理、発掘・回収を実施(R4年度)	<b>施策の進捗状況(実績)</b>						<b>測定指標の実績の把握方法</b>	他の測定指標や参考指標の実績等を踏まえて記載。
<b>測定指標2</b>	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数			<b>測定指標の選定理由</b>	廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器については、2027年中に廃棄を完了する予定としていることから、廃棄数を測定指標として選定している。				
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	<b>目標値(目標年度)</b>	10数万発(累計)(R9年度)	<b>年度ごとの目標値</b>	10数万発(累計)(R9年度)				<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器については、2027年中に廃棄を完了する予定としていることから、R9年度までの廃棄累計数を目標に設定している。なお、化学兵器禁止機関への申告埋設数は30~40万発であるが、これまでの発掘・回収事業で得られた知見から日本独自で埋設数を10数万発と推計している。
<b>基準値(基準年度)</b>	23,800発(累計)(R4年度)	<b>年度ごとの実績値</b>						<b>測定指標の実績値の把握方法</b>	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数を集計。

参考指標1	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄処理期間							参考指標の選定理由	できる限り多くの廃棄処理期間を確保することで、ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数が増え、遺棄化学兵器の廃棄を推進することができるため、参考指標として選定している。	
	参考値 (参考年度)	199日 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	年度ごとのハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄処理期間を集計。
測定指標3	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数							測定指標の選定理由	廃棄計画において、2022年末までに申告されたハルバ嶺以外の遺棄化学兵器については、2027年中に廃棄を完了する予定としていることから、廃棄数を測定指標として選定している。	
	目標値 (目標年度)	49,147発 (累計) (R9年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	廃棄計画において、2022年末までに申告されたハルバ嶺以外の遺棄化学兵器については、2027年中に廃棄を完了する予定としていることから、R9年度までの廃棄累計数を目標に設定している。
	基準値 (基準年度)	42,094発 (累計) (R4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数を集計。
参考指標2	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄処理作業日数							参考指標の選定理由	できる限り多くの廃棄処理作業日数を確保することで、移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数が増え、遺棄化学兵器の廃棄を推進することができるため、参考指標として選定している。	
	参考値 (参考年度)	70日 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	年度ごとの移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄処理作業日数を集計。
測定指標4	牡丹江(黒竜江省)、伊春(黒竜江省)及び敦化(吉林省)のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数							測定指標の選定理由	廃棄計画において、牡丹江、伊春及び敦化については2025年中に発掘・回収を完了することを目指して最善の努力を払うとしていることから、発掘・回収が完了した箇所数を測定指標として選定している。	
	目標値 (目標年度)	3箇所 (R7年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	廃棄計画において、牡丹江、伊春及び敦化については2025年中に発掘・回収を完了することを目指して最善の努力を払うとしていることから、R7年度までに発掘・回収が完了した箇所数を目標に設定している。
	基準値 (基準年度)	0箇所 (R4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績の把握方法	牡丹江、伊春及び敦化のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数を集計。

参考指標3	各地の発掘・回収の作業期間						参考指標の選定理由	できる限り多くの作業期間を確保することで、各地の遺棄化学兵器の発掘・回収数が増え、遺棄化学兵器の廃棄を推進することができるため、参考指標として選定している。	
	参考値 (参考年度)	385日 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標4	各地の発掘・回収の箇所数						参考指標の選定理由	できる限り多くの箇所を発掘・回収することで、各地の遺棄化学兵器の発掘・回収数が増え、遺棄化学兵器の廃棄を推進することができるため、参考指標として選定している。	
	参考値 (参考年度)	7箇所 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法

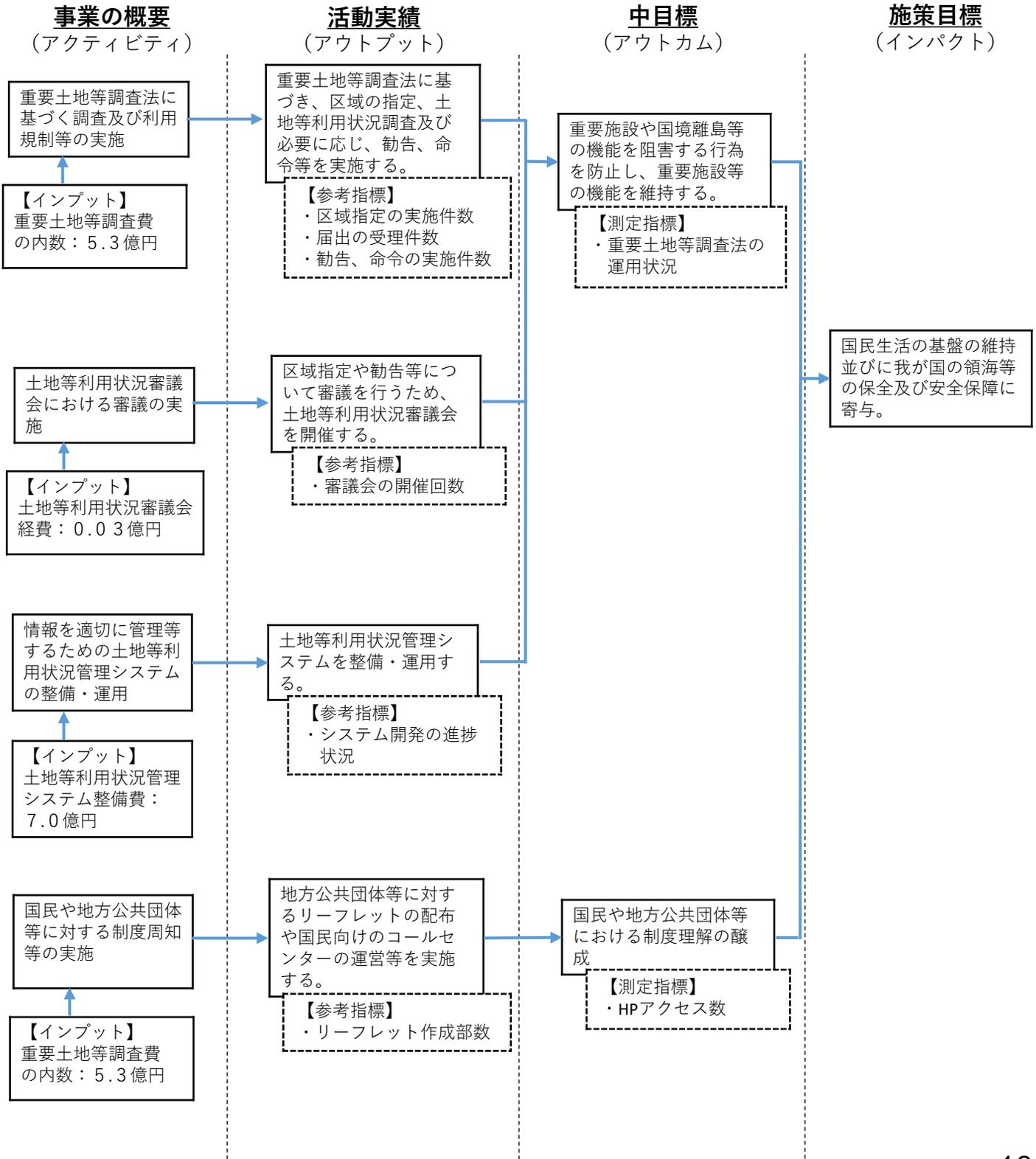
施策に関する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費 (平成11年度)	中目標1 0116	50,032					化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国側と協議しながら、中国各地で発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。
	施策の予算額 (執行額)	50,032					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 遺棄化学兵器問題に関する基本方針について(平成27年3月24日閣議決定)	平成27年3月24日	処理事業の実施については、日中関係の増進にも資するため、関係省庁の緊密な連携、協力の下、政府が一体となった取組を進め、可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させるものとする。

# 政策名「重要土地等調査」

## 施策名「重要土地等の調査及び規制等の実施」

**解決すべき問題・課題**  
 国境離島や防衛関係施設周辺等における土地の所有・利用をめぐる、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。令和3年6月に成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、重要土地等調査法という。）を円滑に執行し、本法に基づく調査及び規制等を着実に実施すること。



※インプットの内容は令和5年度のもの

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-15)

政策名及び施策名	政策名「重要土地等調査」 施策名「重要土地等の調査及び規制等の実施」						担当部局・ 作成責任者名	政策統括官(重要土地担当) 参事官 小松 克行		
施策の概要	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。)に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施する。また、本法を着実に執行するため、本法の趣旨や制度内容について、国民や地方公共団体の理解促進を図っていく観点から広報等を行う。						事後評価 実施予定時期	令和6年度(1年目評価) 令和10年度(最終年度評価)		
施策目標	国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与。									
施策目標の設定 の考え方・根拠	重要土地等調査法及び同法第4条で規定されている「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」(令和4年9月16日閣議決定)を踏まえて設定した。									
中目標1	重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持する。									
測定指標1 【主要な測定指標】	重要土地等調査法の運用状況						測定指標の 選定理由	重要土地等調査法の執行が、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持することにつながるため。		
	目標 (目標年度)	重要土地等調査法の着実な運用	施策の進捗 状況 (目標)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(水準・年度)の 設定の根拠	重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持するためには、重要土地等調査法を運用し続けていく必要があるが、数値化が困難なため定性的目標として設定している。
	基準 (水準・年度)	重要土地等調査法の運用 (令和4年度)	施策の進捗 状況 (実績)						測定指標の実績値 の把握方法	参考指標の実績値等を踏まえて判断する。
参考指標1	区域指定の実施件数						参考指標の 選定理由	当該中目標を達成するためには、重要土地等調査法に基づく区域の指定を実施する必要があることから、参考指標として設定した。		
	参考値 (参考年度)	58箇所 (令和4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	各年度の区域指定の箇所数を把握する。
参考指標2	届出の受理件数						参考指標の 選定理由	当該中目標を達成するためには、重要土地等調査法に基づく届出の受理により、土地等の所有状況を逐次把握する必要があることから、参考指標として設定した。		
	参考値 (参考年度)	検討中 (令和4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	各年度の受理件数を把握する。(公表の仕方は検討中)

参考指標3	勧告、命令の実施件数								参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、重要土地等調査法に基づく勧告・命令を適切に実施する必要があることから、参考指標として設定した。
	参考値 (参考年度)	検討中 (令和4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	各年度の実施件数を把握する。(公表の仕方は検討中)
参考指標4	審議会の開催回数								参考指標の選定理由	重要土地等調査法に基づく区域の指定や勧告等を実施するにあたり、土地等利用状況審議会において審議を行う必要があることから、参考指標として設定した。
	参考値 (参考年度)	3回 (令和4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	各年度の審議会の開催数を把握する。
参考指標5	システム開発の進捗状況								参考指標の選定理由	重要土地等調査法に基づく調査等により、収集する情報を適切に管理等する土地等利用状況管理システムの開発が、本法律の着実な執行に寄与すると考えられるため、参考指標として設定した。
	参考 (水準・年 度)	システム開発 の進捗 (令和4年度)	施策の進捗 状況(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	各年度のシステム開発の進捗状況を踏まえて判断する。

<b>中目標2</b>		国民や地方公共団体等における制度理解の醸成								
<b>測定指標2</b>	HPアクセス数							<b>測定指標の選定理由</b>	情報発信の主要なツールであるHPには、重要土地等調査法への理解を深めるための各種情報を掲載しており、当該HPに対するアクセス数は、国民や地方公共団体等における制度理解の醸成度合いを測る指標となると考えられるため。	
	<b>目標(目標年度)</b>	137(1日平均)(令和9年度)	<b>年度ごとの目標値</b>	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	<b>目標(値・年度)の設定の根拠</b>	
				137	137	137	137	137	HP開設は令和4年7月からであるため、年度の総アクセス数ではなく、1日平均のアクセス数を指標とした。年度により区域指定の件数や届出の発生件数が異なり、それらによりアクセス数の増減が考えられるが、少なくとも毎年度同程度のアクセス数を想定し、目標として設定した。	
	<b>基準(水準・年度)</b>	137(1日平均)(令和4年度)	<b>年度ごとの実績値</b>						<b>測定指標の実績の把握方法</b>	
									内閣府重要土地等調査法のHPへの、毎月のアクセス数集計により把握する。	
<b>参考指標6</b>	リーフレット作成部数							<b>参考指標の選定理由</b>	当該中目標を達成するために、複数の手段により周知・広報活動を実施しており、地方公共団体の窓口等に設置いただいているリーフレットは、HPにアクセスする手段を持たない方々に対しても理解を深めるものであるため、参考指標として設定した。	
	<b>参考値(参考年度)</b>	100,000部(令和4年度)	<b>年度ごとの実績値</b>	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	<b>参考指標の実績値の把握方法</b>	
									各年度の作成部数を把握する。	

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1 重要土地等調査に必要な経費(R3年度)	中目標1、2 0117	962					重要土地等調査法に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施する。また、本法を着実に執行するため、本法の趣旨や制度内容について、国民や地方公共団体の理解促進を図っていく観点から広報等を行う。
	施策の予算額 (執行額)	962					

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針	令和4年9月16日閣議決定	—
2 経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日閣議決定	第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1. 国際環境変化への対応 (2) 経済安全保障政策の推進 「重要土地等調査法に基づき、区域指定を進め、調査等を実効的かつ着実に実施するとともに、法の執行状況や安全保障を巡る内外の情勢等を見極めた上で、更なる検討を進める。」

# 政策名「健康・医療」

## 施策名「匿名加工医療情報に関する施策の推進」

解決すべき  
問題・課題

次世代医療基盤法に基づき、医療情報の利活用により健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するため、各ステークホルダーが制度に対する理解を増進し、制度への協力を推進する。

### 事業の概要 (アクティビティ)

### 活動実績 (アウトプット)

### 中目標 (アウトカム)

### 施策目標 (インパクト)

#### 《対認定事業者》

事業者の認定審査

事業者の認定・監督・指導

- 【参考指標】
- ・認定事業者数
  - ・次世代医療基盤法の認定等に関する有識者・実務者会議開催数

匿名・仮名加工が適正に行われる

#### 《対利活用者・医療情報取扱事業者》

利活用者の利活用ニーズや医療情報取扱事業者の医療情報提供に関する課題に関する調査・分析

#### 《対利活用者》

- ・利活用者向け説明会の実施
- ・利活用者の拡大のための調査・分析結果の共有

- 【参考指標】
- ・利活用が見込まれる事業者に対する説明会の回数

- ・新たな利活用分野が発掘される
- ・研究を行う利活用者が増加する

- 【測定指標】
- ・利活用例数

【インプット】  
匿名加工医療情報の利活用に必要な経費：  
【64.5百万円】

#### 《対医療情報取扱事業者》

- ・医療情報取扱事業者向け説明会の実施
- ・協力医療情報取扱事業者の拡大のための調査・分析結果の共有

- 【参考指標】
- ・医療機関・自治体等に対する説明会の回数

- ・協力医療情報取扱事業者が増加する
- ・提供される医療情報の件数が増加する

- 【測定指標】
- ・協力医療情報取扱事業者の数
  - ・医療情報の収集規模

#### 《対国民・患者》

制度に対する国民の理解を増進するための広報・啓発活動

住民説明会の実施  
コールセンターの設置

- 【参考指標】
- ・住民説明会の数
  - ・コールセンターへの問い合わせ件数

国民・患者の制度に対する理解が増進される

【インプット】  
次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解の増進に必要な経費：  
【48.3百万円】

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出が促進される

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-24)

政策名及び施策名	政策名「健康・医療」 施策名「匿名加工医療情報に関する施策の推進」					担当部局・ 作成責任者名	健康・医療戦略推進事務局 参事官 日野 力			
施策の概要	次世代医療基盤法の国民による適切な理解に基づき、医療情報の利活用により健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を促進する。					事後評価 実施予定時期	令和6年度(1年目評価) 令和10年度(最終年度評価)			
施策目標	健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出が促進される。									
施策目標の設定 の考え方・根拠	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(2023年5月26日公布)の目的とされている。									
中目標1	匿名・仮名加工が適正に行われる									
参考指標1	認定事業者数					参考指標の 選定理由	匿名・仮名加工を認定事業者が適正に行うことから、その規模の参考となるため			
	参考値 (参考年度)	3 (R4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	認定事業者数を合計
参考指標2	次世代医療基盤法の認定等に関する有識者・実務会議開催数					参考指標の 選定理由	同会議では、法に基づく認定等について有識者及び実務者から意見を聴取するため、指導・監督規模の参考となるため			
	参考値 (参考年度)	3 (R4年度)	年度ごとの 実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	会議開催数を合計
中目標2	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな利活用分野が発掘される</li> <li>研究を行う利活用者が増加する</li> </ul>									
測定指標1 【主要な測定指標】	利活用件数					測定指標の 選定理由	医療情報の利活用を直接表す指標であるため			
	目標値 (目標年度)	50 (R10年度)	年度ごとの 目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の 設定の根拠	実績数を踏まえて、一定の伸び率で医療情報の利活用実績が増加するものとして設定
	基準値 (基準年度)	21 (R4年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値 の把握方法	認定事業者からの届出数

参考指標3	利活用が見込まれる事業者に対する説明会の回数							参考指標の選定理由	利活用が見込まれる事業者に対して説明を実施することで、新たな利活用分野の発掘につながることを期待されるため	
	参考値 (参考年度)	24 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	説明会の開催数を合計
中目標3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力医療情報取扱事業者が増加する</li> <li>提供される医療情報の件数が増加する</li> </ul>									
測定指標2	協力医療情報取扱事業者の数							測定指標の選定理由	医療情報の利活用に繋がる指標であるため	
	目標値 (目標年度)	170 (R10年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	実績数を踏まえて、一定の伸び率で認定事業者に医療情報を提供する事業者が増加するものとして設定
	基準値 (基準年度)	108 (R4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	認定事業者からの届出数
測定指標3	医療情報の収集規模							測定指標の選定理由	医療情報の利活用に繋がる指標であるため	
	目標値 (目標年度)	740万人 (R10年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標(値・年度)の設定の根拠	実績数を踏まえて、一定の伸び率で医療情報の収集が進むものとして設定
	基準値 (基準年度)	261万人 (R4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	認定事業者からの届出数
参考指標4	医療機関・自治体等に対する説明会の回数							参考指標の選定理由	医療機関・自治体等の理解が深まることで、提供医療機関・自治体が増加し、提供される医療情報の件数の増加が期待されるため	
	参考値 (参考年度)	10 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	説明会の開催数を合計
中目標4	国民・患者の制度に対する理解が増進される									
参考指標5	住民説明会の数							参考指標の選定理由	住民への説明会の実施で、国民・患者の制度に対する理解増進が期待されるため	
	参考値 (参考年度)	2 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法	説明会の開催数を合計

参考指標6	コールセンターへの問い合わせ件数					参考指標の選定理由	問い合わせに対応することにより、問い合わせをした国民・患者の制度に対する理解が深まると考えられるため		
	参考値(参考年度)	151件(R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値の把握方法

施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)	関連する中目標・行政事業レビュー事業番号	予算額(執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1 次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解の増進に必要な経費	中目標4 0136	48.3					次世代医療基盤法が国民に適切に理解され、産学官による匿名加工医療情報の積極的な利活用を推進するための事業を行う。具体的には、広報活動、啓発活動を通じて、制度に対する国民の理解を深める事業等を行う。
2 匿名加工医療情報の利活用に必要な経費	中目標2、3 0137	64.5					次世代医療基盤法が円滑に施行され、産学官による匿名加工医療情報の積極的な利活用を推進するための事業を行う。具体的には、匿名加工医療情報の利活用に向けた調査を基に、医療機関、地方公共団体、利活用事業者などの協力者・利用者を拡大するための事業等を行う。
	施策の予算額(執行額)	112.8					

施策に関連する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 健康・医療戦略	令和2年3月27日第2期閣議決定	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の下、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針」に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進を行うとともに、産業界を含む幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する。